

画竜点睛

会社の良き伴走・伴奏者を目指し

勤草法律事務所では、会社の経営に関わりのある法律改正や裁判例など、身近な法律に関わる知識などのお役立ち情報をニュースレターとして発信させて頂いております。

良い会社作りのお手伝いをしたいという思いの一つ、時期ごとの挨拶としてお受け取り頂ければ幸甚です。

平成29年12月吉日

○ 裁判例情報

給料の支払い対象となる時間について、仮眠時間等についてどこまで含むかを示したケース
(千葉地方裁判所 平成29年5月17日判決)

弁護士 西丸 洋平



朝礼の時間や仕事中の移動時間・着替えの時間等どこまで勤務時間に含まれるかは、特に時間外割増賃金の支払いが問題となるケースではよく争いとなる点です。

また、どこまでを勤務時間とするかどうかは一般的な感覚と法律上の捉え方の間にずれが存在し、それゆえにトラブルとなる可能性があります。

今回は、目新しい判断をしたわけではありませんが、仮眠時間・休憩時間・朝礼時間等について、どのような場合に勤務時間となるか等の判断を示した裁判例とともに、こうした話を触れていきたいと思えます。

① そもそも勤務時間(労働時間)とは?

わかりにくい基準ですが、会社側の指揮命令関係に入っていると評価されれば、勤務時間(労働時間)となります。勤務時間となると給料を払う必要があります(多くなれば、いわゆる残業が生じます)。また、一定の時間を超えてきわめて多くの残業が生じているとなると、労災の認定がなされやすくなる等の影響があります。

反対が休憩時間で、従業員の方が仕事から離脱しようとしてできるといえる状況があることが重要となります。いずれにしても、様々な事実を考えていくこととなりますが、勤務時間の厳密な把握は意識をしないと難しい点もあります。ちなみに、会社側が勤務時間を適切に把握するよう義務付ける動きはここ最近進んでおり、平成29年1月20日付の厚生労働省が出したガイドライン(この後では「先ほどのガイドライン」と記載します)でとるべき措置が行政からのものとして定められています。

② ポイントとなる事柄は?

大ざっぱに言えば、会社内でマニュアルが存在する・これまでの慣行で行うべきとされていることを従業員の方が行っている時間は勤務時間とされやすくなります。簡単に言えば、どこまで会社側がその事柄・業務を進めていたかという話です。また、仕事に直接関係のないことを行っていたといえるほど、勤務時間とは言いにくくなります。

③ 具体的には?

抽象的に言ってもわかりにくいので、以下の3点を具体例として触れておきます。

・着替えや引継ぎ、清掃時間

先ほどのガイドラインでは業務時間として扱うように記載がされています。会社側で推奨していたという事情があれば該当します。なお、こうした事柄をしていた全ての時間ではなく通常かかるだろう時間のみです。

・手待ち時間

先ほどのガイドラインでは、会社の指示ですぐに対応する必要のある待ち時間は勤務時間とされています。会社からの連絡に対応しないといけない(携帯電話の呼び出しなど)・対応しないとペナルティがあるといった場合が典型的です。

・研修等

自由参加かどうか・研修内容が仕事とどこまで関連あるかがポイントとなります。単に資格取得を推奨していたというだけでは、会社の指示があったと言えないという裁判例も存在します。汎用性のある研修ほど勤務時間とは言いにくい傾向にはあるでしょう。

④ 問題となったケースは?

問題となったケースは、警備業を営む会社での警備業務に従事の方が会社に対して、残業代などを請求したものです。実際には不当な配置転換が存在するかも争われていますが、ここでは勤務時間(残業代)に関わる点のみ取り上げます。

警備業の対象となったか所は大型商業店舗等で、休憩時間や仮眠時間中もいざという時のための対応マニュアルが会社から従業員に渡されていました。このケースで争いとなったのは、このマニュアルの記載と実際の運用から緊急時に仮眠・休憩に入っている方が対応することを求められているか・実際に対応したことがどの程度あるかといったものです。

ここでのマニュアルでは、記載の上からは仮眠者を起こす等直接は対応までは求められていませんでしたが、緊急時に現場と対応センターでそれぞれ警備員が対応するなどの記載がありました。仮眠・休憩中の従業員も対応センターで対応しないと十分対応できないという実態があり、ここをもって、仮眠・休憩中の従業員の方も対応を義務付けられていると判断をしています。

このように、マニュアルなどの他に実態が重視されることは注意が必要です。また、先ほどのガイドラインなど会社側に勤務時間を把握する要求が大きくなっていること・働き方改革の流れの中で生産性向上と長時間労働を避ける傾向が大きくなっています。勤務時間とは何を指し、どう把握し業務を改善していくのか注目が必要でしょう。



今年の3月に「働き方改革実行計画」が発表され、その内容の一つに「副業・兼業」の推進が挙げられています。年度内にも、政府は「副業・兼業」の事実上の解禁に踏み切るとされています。また、国が作成している「モデル就業規則」の副業禁止規定を改定し、長時間労働防止のための、労働時間・健康管理の指針を盛り込んだガイドラインが、来年の春にも公表される予定になっています。そのためか、「副業・兼業」に関する話題が再びホットになってきています。今回は、そもそも「副業・兼業」とは何か・その具体的に挙げられているメリットとされていること・取り入れるにあたって注意すべき点などを見ていきたいと思います。

○ 「副業・兼業」とは、そのメリットとしてはどういったことがあげられるでしょうか？

「副業・兼業」は、「副業」・「複業」ともいわれるようですが、「副業」というのは、フルタイムで勤めている会社があり、それとは別で仕事をやるという形態です。「副業」はあくまでもメインの仕事については従来通りの勤務時間で働きつつ、それとは別で自営やフリーランスで仕事をやるということになるので、「副業」として雑誌の原稿を書いたり、インターネットのサイトで自分で作ったアクセサリーを販売するなどがこれにあたるでしょう。

これに対して「複業」は「ダブルワーク」とも言われますが、どちらがメイン・サブという区別なく、複数の事業所で掛け持ちで仕事をするをいいます。この場合は上で言う「副業」と違って、双方の勤務先との間で勤務時間を調整しておく必要がありますから、よく話し合うことが大事になってきます。

こういった「副業・兼業」のメリットとして、政府はここ金年の急激な少子高齢化による労働力不足への危機感を理由の一つにあげているようです。それ以外にも、イノベーション促進、可処分所得の増加、創業推進が挙げられています。

また、働く側からは働き方の選択肢が広がり、自分が勤めている会社以外の人との人脈、本業での協業やコラボレーションの広がり、自分の能力をさらに活かす場が広がる、生きがいになるものが見つかるなどといった点がメリットといえるでしょう。

○ 「副業・兼業」を取り入れるにあたって企業が注意すべき点とは？

こういった「副業・兼業」を会社に取り入れる場合には、どういった点で気をつける必要があるでしょうか。

(1) 労働時間の規制に注意する必要

とくに「複業」の場合には、労働基準法で事業者が違うところで働いている場合、関連がなくても労働時間を通算して計算しなければならないとされています(労働基準法38条1項)。この場合で法定の労働時間を超えると、三十六協定の締結義務や時間外手当の支払い義務があるのは、基本的には「複業」先の会社になるため、従業員の労働時間の管理に気をつけておく必要があります。

(2) 情報漏えいが生じないようにする

(3) 競業や利益相反が生じかねない「副業・兼業」にあたらぬか注意する

この(2)・(3)は本業と別の「副業」や、「複業」が本業と業種が被っていたりする場合には起こりがちではないかと思えます。また、顧客名簿などを無断で持ち出しをして「複業」や「複業」に利用しないように規制することは、これまで以上に必要になってくるでしょう。

「副業・兼業」が広く他の企業で取り入れるようになり、多様な働き方の一つとなってくると、優秀な人材の確保や流出を防ぐためにさらに取り組む企業が増えてくる可能性があります。上のような注意点にしっかり対応しつつ、取り入れるのも一つではないかと思えます。

弊事務所では12月に「働き方改革」に関する勉強会を行います。今回ここで取り上げました、「副業・兼業」の推進に関する事以外にも、「働き方改革実行計画案」などで取り上げられている事柄を中心に扱う予定です。この機会を是非ともご利用頂ければ幸いです。

弊事務所主催勉強会を開催しました!

先日11月14日(火)弊事務所主催の「強い(つよい)草となるため」の勉強会(経営に役立つ研修会)第4回を開催いたしました。

テーマは「民法改正等はビジネスにどんな影響を与えるのでしょうか?(その③)」～約款の改正やBtoCにかかわる法律の改正その他、法律上の注意点など～でした。

定型約款・特定商取引に関する法律にかかわる具体例・問題となること、注意すべきことについて取り上げました。とくに特定商取引に関する法律にかかわる部分は一見関係なさそうでも、身近なもので勉強になったなどのご感想を頂きました。ありがとうございました。

第5回勉強会は平成29年12月5日(火)午後6時半から8時まで行います。テーマは「『働き方改革』からわが社で取り入れられることは?～今取り上げられていることと今後の行方について～」です。



編集後記

11月に入ってめっきり寒くなってきました。今年は桜の葉が綺麗に紅葉しているのをあちこちで見かけるように思います。写真は広島城ですが、こちらもところどころ紅葉が見られます。夏は猛暑でしたが、冬もかなり寒くなるのでしょうか。本格的な冬に向けて、体力・免疫力をつけておく必要性を感じる今日このごろです(K)

